

インターネット広告管理暫定施行弁法

2016年7月4日国家工商行政管理総局令第87号により発布 同年9月1日施行

第1条 インターネット広告活動を規範化し、消費者の適法な権益を保護し、インターネット広告業の健全な発展を促進し、かつ、公平競争の市場経済秩序を維持・保護するため、「広告法」等の法律及び行政法規に基づき、この弁法を制定する。

第2条 インターネットを利用して広告活動に従事する場合には、「広告法」及びこの弁法の規定を適用する。

第3条 この弁法において「インターネット広告」とは、ウェブサイト、ウェブページ及びインターネット・アプリケーション・プログラム等のインターネット・メディアを通じて、文字、図・写真、オーディオ、ビデオその他の形式により、直接的又は間接的に商品又はサービスの販売を促進する商業広告をいう。

2 前項にいう「インターネット広告」には、次のものが含まれる。

- (1) 商品又はサービスの販売を促進するリンクを含む文字、図・写真又はビデオ等の形式の広告
- (2) 商品又はサービスの販売を促進する電子メール広告
- (3) 商品又はサービスの販売を促進する有料検索広告
- (4) 商品又はサービスの販売を促進する商業的展示における広告。法律、法規及び規則の規定により経営者が消費者に対し提供すべき情報の展示については、その規定による。
- (5) インターネット・メディアを通じて商品又はサービスの販売を促進するその他の商業広告

第4条 広告業種組織が法律、法規、規則及び定款の規定により、業種規範を制定し、業種自己規律を強化し、業種発展を促進し、会員が法によりインターネット広告活動に従事するよう誘導し、インターネット広告業種信義誠実建設を推進することは、これを奨励し、及び支持する。

第5条 法律又は行政法規の規定により生産若しくは販売が禁止される商品又は提供が禁止されるサービス及び広告の発布が禁止される商品又はサービスについては、いかなる単位及び個人も、インターネット上において広告を設計し、製作し、代理し、又は発布してはならない。

2 インターネットを利用して処方薬及び煙草の広告を発布することは、これを禁止する。

第6条 医療、薬品、特殊医学用途調合食品、医療器械、農薬、獣薬及び保健食品の広告等の法律又は行政法規の規定により必ず広告審査機関による審査の実施を経るべき特殊な商品又はサービスの広告は、審査を経なければ、これを発布してはならない。

第7条 インターネット広告は、識別可能性を有し、顕著に「広告」を表示し、消費

者をしてそれが広告であると明らかに見分けさせることができるようにしなければならない。

2 有料検索広告は、自然検索と結果が明らかに区分されなければならない。

第8条 インターネットを利用して広告を發布し、又は発送する場合には、ユーザーによるネットワークの正常な使用に影響を与えてはならない。インターネット・ページにおいてポップアップ等の形式で發布する広告は、クローズ標識を顕著に表示し、1つの操作によるクローズを確保しなければならない。

2 欺罔方式をもってユーザーが広告内容をクリックするよう誘導してはならない。

3 許可を経なければ、ユーザーが発送する電子メールにおいて広告又は広告リンクを付加してはならない。

第9条 インターネットの広告主、広告経営者又は広告発布者相互間のインターネット広告活動においては、法により書面による契約を締結しなければならない。

第10条 インターネット広告主は、広告内容の真実性に対して責任を負わなければならない。

2 広告主がインターネット広告を發布するのに具備する必要がある主体資格、行政許可及び引証内容等の証明文書は、真実であり、適法であり、かつ、有効でなければならない。

3 広告主は、自らが設定したウェブサイト又は適法な使用权を有するインターネット・メディアを通じて、自ら広告を發布することができ、またインターネット広告経営者又は広告発布者に委託して広告を發布させることもできる。

4 インターネット広告主は、インターネット広告経営者又は広告発布者に委託して広告を發布させる場合において、広告内容を修正するときは、書面による形式その他の確認可能な方式で当該広告主のためにサービスを提供するインターネット広告経営者又は広告発布者に通知しなければならない。

第11条 広告主又は広告経営者のためにインターネット広告を推進し、又は展示し、かつ、広告内容を照合し、広告発布を決定することのできる自然人、法人その他組織は、インターネット広告の発布者である。

第12条 インターネットの広告発布者及び広告経営者は、国の関係規定に従いインターネット広告業務の登記引受け、審査及び档案管理制度を確立して健全化し、広告主の名称、住所及び有効な連絡方式等の主体資格情報を審査・検査し、かつ、登記し、登記档案を確立し、かつ、定期的に確認して更新しなければならない。

2 インターネットの広告発布者及び広告経営者は、関係する証明文書を検査し、広告内容を照合し、内容が適合せず、又は証明文書が整っていない広告については、設計し、製作し、代理し、又は発布してはならない。

3 インターネットの広告発布者及び広告経営者は、広告法規を熟知する広告審査人員を配備しなければならない。条件がある場合には、更に専門機構を設立し、インターネット広告の審査につき責任を負わせなければならない。

第13条 インターネット広告は、広告の購入をプログラム化する方式により、広告デマンドサイド・プラットフォーム、メディアサイド・プラットフォーム及び広告情報交換プラットフォーム等が提供する情報の統合及びデータ分析等のサービスを通じて焦点を合わせた発布を行うことができる。

2 広告の購入をプログラム化する方式を通じて発布したインターネット広告については、広告デマンドサイド・プラットフォーム経営者は、広告のソースを明確に表示しなければならない。

第14条 「広告デマンドサイド・プラットフォーム」とは、広告主の需要を統合し、

広告主のために発布サービスを提供する広告主サービス・プラットフォームをいう。広告デマンドサイド・プラットフォームの経営者は、インターネットの広告発布者又は広告経営者である。

- 2 「メディアサイド・プラットフォーム」とは、メディアサイドのリソースを統合し、メディア所有者又は管理者のためにプログラム化した広告の分配及び選別を提供するメディア・サービス・プラットフォームをいう。
- 3 広告情報交換プラットフォームは、データ交換、分析マッチング及び取引決済等のサービスを提供するデータ処理プラットフォームである。

第15条 広告デマンドサイド・プラットフォーム経営者、メディアサイド・プラットフォーム経営者、広告情報交換プラットフォーム経営者及びメディアサイド・プラットフォームの成員は、インターネット広告契約を締結する場合には、契約相手方の主体資格証明文書、真実の名称、住所及び有効な連絡方式等の情報を検査し、登記档案を確立し、かつ、定期に確認して更新しなければならない。

- 2 メディアサイド・プラットフォーム経営者、広告情報交換プラットフォーム経営者及びメディアサイド・プラットフォームの成員は、自己が明らかに知り、又は知るべきである違法広告について、削除し、スクリーニングし、又はリンクを切断する等の技術的措置及び管理的措置を講じ、これを差し止めなければならない。

第16条 インターネット広告活動においては、次の行為をしてはならない。

- (1) アプリケーション・プログラム又はハードウェア等を提供し、又は利用し、他人が正当に経営する広告について、遮り、フィルタリングし、上書きし、又は早送りする等の制限的措置を講ずる行為
- (2) ネットワーク・アクセス、ネットワーク設備及びアプリケーション・プログラム等を利用し、正常な広告データの伝送を破壊し、他人が正当に経営する広告を改ざんし、又は遮蔽し、無断で広告をロードする行為
- (3) 虚偽の統計データ、伝播効果又はインターネット・メディア価値を利用し、誤ったオファーを誘導し、不正当な利益の取得を図り、又は他人の利益を損なう行為

第17条 インターネット広告経営活動に参加せず、インターネット広告のために情報サービスを提供するのみのインターネット情報サービス提供者は、その情報サービスが利用されて違法広告が発布されていることを自己が明らかに知り、又は知るべきであるものについて、これを差し止めなければならない。

第18条 インターネット広告違法行為に対する行政処罰の実施は、広告発布者所在地の工商行政管理部門が管轄する。広告発布者所在地の工商行政部門は、異なる地の広告主又は広告経営者を管轄するのに困難のある場合には、広告主又は広告経営者の違法状況を広告主又は広告経営者所在地の工商行政管理部門に移送して処理させることができる。

- 2 広告主の所在地又は広告経営者の所在地の工商行政管理部門が先行して違法の手がかりを発見し、又は苦情申立て若しくは通報を接受した場合にも、管轄を行うことができる。
- 3 広告主自らが発布した違法広告に対する行政処罰の実施は、広告主所在地の工商行政管理部門がこれを管轄する。

第19条 工商行政管理部門は、違法広告を調査・処理する際には、次の職権を行使することができる。

- (1) 違法広告活動への従事の嫌疑にかかわる場所についてオンサイト検査を実施する。

- (2) 違法の嫌疑にかかわる関係当事者に質問し、関係する単位又は個人について調査をする。
 - (3) 違法の嫌疑にかかわる当事者に対して期間を限って関係証明文書を提供するよう要求する。
 - (4) 違法の嫌疑にかかわる広告と関係する契約、証憑、帳簿、広告作品及びインターネット広告バックグラウンド・データを閲覧し、又は複製し、スクリーンショット、別形式によるページの保存及び写真撮影等の方法を採用し、インターネット広告内容を確認する。
 - (5) 重大な結果をもたらすおそれのある違法の嫌疑にかかわる広告の発布を暫定的に停止するよう命ずる。
- 2 工商行政管理部门が法により前項所定の職権を行使する場合には、当事者は、これに協助し、又は協力しなければならない、これを拒絶し、若しくは妨害し、又は真実の状況を隠蔽してはならない。
- 第 20 条 工商行政管理部门は、インターネット広告の技術的モニタリング記録資料について、違法なインターネット広告に対し行政処罰を実施し、又は行政措置を講ずる電子データ証拠とすることができる。
- 第 21 条 第 5 条第 1 項の規定に違反し、インターネット広告を利用して生産若しくは販売が禁止される製品若しくは提供が禁止されるサービス又は広告の発布が禁止される商品若しくはサービスの販売を促進した場合には、広告法第 57 条第(5)号の規定により処罰する。第 2 項の規定に違反し、インターネットを利用して処方薬又は煙草の広告を発布した場合には、広告法第 57 条第(2)号又は第(4)号の規定により処罰する。
- 第 22 条 第 6 条の規定に違反し、審査を経ないで広告を発布した場合には、広告法第 58 条第 1 項第(14)号の規定により処罰する。
- 第 23 条 インターネット広告が第 7 条の規定に違反し、識別可能性を有しない場合には、広告法第 59 条第 3 項の規定により処罰する。
- 第 24 条 第 8 条第 1 項の規定に違反し、インターネットを利用して広告を発布する場合において、クローズ標識を顕著に表示せず、又は 1 つの操作によるクローズを確保しなかったときは、広告法第 63 条第 2 項の規定により処罰する。第 2 項又は第 3 項の規定に違反し、欺罔方式をもってユーザーが広告内容をクリックするよう誘導し、又は許可を経ないでユーザーが発送する電子メールにおいて広告若しくは広告リンクを付加した場合には、是正するよう命じ、1 万元以上 3 万元以下の罰金を科する。
- 第 25 条 第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反し、インターネット広告発布者又は広告経営者が国の関係規定どおりに広告業務管理制度を確立せず、若しくは健全化せず、又は広告内容について照合をしなかった場合には、広告法第 61 条第 1 項の規定により処罰する。
- 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、是正するよう命じ、1 万元以上 3 万元以下の罰金を科する。
- (1) 広告デマンドサイド・プラットフォーム経営者が第 13 条第 2 項の規定に違反し、購入をプログラム化する方式を通じて発布した広告がソースを表示しなかったとき。
 - (2) メディアサイド・プラットフォーム経営者、広告情報交換プラットフォーム経営者及びメディアサイド・プラットフォームの成員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反し、関連する義務を履行しなかったとき。

第 27 条 第 17 条の規定に違反し、インターネット情報サービス提供者がインターネット広告活動が違法であることを明らかに知り、又は知るべきであるのにこれを差し止めなかった場合には、広告法第 64 条の規定により処罰する。

第 28 条 工商行政管理部門が広告法及びこの弁法の規定により行った行政処罰決定は、企業信用情報公示システムを通じて法により社会に対しこれを公示しなければならない。

第 29 条 この弁法は、2016 年 9 月 1 日から施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所